

ムダにムダを重ねる徳山ダム「導水路」はいらない！

導水路はいらない！愛知の会

会報28号

2015年10月26日

〒467-0853

名古屋市瑞穂区内浜町1-15

加藤伸久方

TEL/FAX 052-811-8069

URL: <http://www.dousuiro-aichi.org/>

9月30日(水)最高裁に上告しました！

名古屋高裁は9月17日、導水路中止裁判「控訴審」について、原告住民が示す事実を目を背け、地裁判決を踏襲して、住民請求を退ける不当判決を言渡しました。

不況で多くの県民が苦しむ時代、「財政が苦しい」を枕ことばにして、福祉・医療・教育の施策に大ナタを振るう一方で、ムダにムダを重ねる「導水路」事業に愛知県318億円、名古屋市120億円もの税金を投入することは絶対に許すことは出来ません！



控訴審「不当判決」抗議・最高裁「上告」決起集会

- とき 12/5 (土) 14時～16時30分
- ところ 東別院会館2階・椿
- ミニ講演 在間 正史・「導水路裁判」弁護団長
- 記念講演 今本 博健・京都大学名誉教授



P 2～3	寄稿	徳山ダム導水路・高裁判決の問題点 (述べられなかった不都合な事実) …在間 正史 弁護団長
P 4～5	寄稿	愛知万博10周年 命と雇用を守る県政を！ …高木ひろし 県会議員
P 6		9/17・名古屋高裁「不当判決」を許さず、上告へ連帯メッセージ
P 7	投稿	「設楽ダムの建設中止……」この1年の活動 …市野和夫「設楽の会」代表
P 8～9	投稿	よみがえれ長良川 伊勢湾流域圏の再生を！ …武藤仁「市民学習会」事務局長
P 10～11	投稿	民主主義ってなんだ？ここから始める… 近藤ゆり子「徳山の会」事務局長
P 12～13	報告	2015 総会・高裁「結審」報告集会&提訴6周年記念講演
P 14		会員・サポーターの皆さまへ “イベントなど” 参加のお願い



徳山ダム導水路・名古屋高裁判決の問題点

(述べられなかった不都合な事実)

弁護団長 在 間 正 史



9月17日にあった徳山ダム導水路公金支出差止請求訴訟の名古屋高裁判決の問題点について、判決が述べなかった重要な問題点（請求を認めなかった裁判所にとって不都合な事実）に絞って解説いたします。高裁判決の内容とその問題点の詳しい内容については、「導水路はいらない愛知の会！」ホームページの裁判資料の解説を参照して下さい。

1 前提行為に違法がある場合の財務会計行為の違法の判断枠組（判断枠組1）

高裁判決は、地裁判決と全く同じ内容でした。

控訴人（原告住民）は、控訴審では新たに、丹後土地開発公社事件最二判判決要旨(イ)①に基づいて、都道府県や利水者の費用負担は公法上の法律関係であり、都道府県や利水者は原因行為の本件事業実施計画の無効による費用負担義務の不存在確認の公法上の法律関係訴訟を起こすことができ、これをしないで支出することは違法であることを主張しました。

しかし、これについて、高裁判決は、控訴人の主張には摘示しながら、理由では、記載せず、判断しませんでした。

2 利水事業からの撤退がある場合の水道負担金支払義務（判断枠組2）

高裁判決は地裁判決と全く同じ内容でした。

控訴人（原告住民）は、「事業からの撤退通知あったときは、事業からの撤退が決まって、事業が縮小するので、従前事業の工事はできず、また、事業実施計画を変更しなければ縮小事業の工事もできない。工事がなされなければ水道等負担金は発生しない。したがって、事業実施計画を変更しなければ費用負担義務を免れることはできないといっても、工事ができないので、従前事業の水道等負担金が発生せず、その支払義務は生じない」と主張していました。

しかし、高裁判決は、この「工事ができないので、従前事業の水道等負担金が発生せず、その支払義務は生じない」との主張を、控訴人の主張として記載せず、当然、理由でも記載せず、全く判断しませんでした。

3 流水の正常な機能の維持のための必要性

高裁判決は、ヤマトシジミは、11,600mg/Lの塩素イオン濃度に曝されても直ちに斃死しないにしても、11,200mg/Lの塩素イオン濃度で常時飼育した場合の30日後の斃死率は50%であるということを前提としながら、木曾川大堰完成後約30年間にわたって、日平均50m³/sの維持流量放流を堰操作により、ヤマトシジミの生息域における現在の汽水環境が形成されてきたという実績を考慮して河川維持流量を50m³/sに設定することについて、重要な事実の基礎を欠くということとはできない、としました。

ヤマトシジミの生息のために必要な流量として求められなければならないのは、高裁判決

も前提とするヤマトシジミの大量斃死が起こらない塩分濃度となる最低限度の流量（ヤマトシジミの生息のための最小限界条件）です。

木曾川大堰の取水制限流量 $50\text{ m}^3/\text{s}$ によって現在の汽水環境が形成されてきたということでは、木曾川大堰の取水制限流量 $50\text{ m}^3/\text{s}$ の下でヤマトシジミの生息に問題はなかったこと（ヤマトシジミの生息のための限界条件を上回っていたこと）はいえ、木曾川大堰放流量 $50\text{ m}^3/\text{s}$ がヤマトシジミの大量斃死が起こらない最低限度の必要流量であること（「堰からの放流量が $50\text{ m}^3/\text{s}$ 以上でなければ大量斃死が起こらない塩化物イオン濃度を満足できない」というヤマトシジミの生息のための最小限界条件）は導き出せません。

木曾川下流部の塩分濃度は、流量のほかに月齢・干満によって $0\sim 14,000\text{ mg/L}$ の間で絶えず変動しており、塩分濃度は、一時的に塩化物イオン濃度 $11,600\text{ mg/L}$ 以上となっても数日のうちにはゼロになるのを含めて低下する変動をしており、塩化物イオン濃度が30日間連続で $11,600\text{ mg/L}$ となることはないのです。

高裁判決は、ヤマトシジミ生息のため必要な最小限度流量（必要条件だけでなく充分条件）を設定しなければならないのに、高裁判決は、これを理解できておらず、間違っているのです。

4 新規利水の供給のための必要性

高裁判決は、「本件フルプランの策定に先立つて実施された本件需給想定調査における愛知用水地域の水道用水の需給想定値等は、平成12年度の1日平均給水量 $43万6200\text{ m}^3/\text{日}$ 、同1日最大給水量 $52万1000\text{ m}^3/\text{日}$ 、1日最大取水量（河川取水地点） $6.79\text{ m}^3/\text{s}$ が、平成27年度にはそれぞれ $48万9900\text{ m}^3/\text{日}$ 、 $61万6600\text{ m}^3/\text{日}$ 、 $8.25\text{ m}^3/\text{s}$ に増加すると想定されている。控訴人らは、想定需要と需要実績との間に乖離があり、新規利水の必要性の根拠事実を欠いていると主張するが、同必要性については、安全性を考慮して余裕を持った想定需要を設定して判断することも許容される。」と述べています。

愛知用水地域の水道用水の需要実績は、1日最大給水量は、2013年実績は 49.13 万 m^3 であって、2000年実績 50.35 万 m^3 から微減ないし横ばいです。1日最大給水量が2000年から2015年に 9.56 万 m^3 ・約18.3%増加、年平均で 0.64 万 m^3 増加するとする愛知県需要想定は、2013年までの実績事実によって、実績と乖離しており、2015年に想定値にはならないことは明らかです。

西三河地域の水道用水は、矢作川水系の水源だけで愛知県需給想定調査の2015年需要想定値（最大）を上回っており、味噌川ダムの西三河暫定送水は必要がないので、味噌川ダムの愛知県水道用水は全てを愛知用水地域で使用できます。したがって、愛知用水地域の水道用水の徳山ダム等の安定供給水源を除いた近年2/20安定供給可能量は $61.18\text{ 万 m}^3/\text{日}$ です。これに対して需要は、上記のように、2013年の実績最大給水量は 49.13 万 m^3 で、高裁判決もいうように愛知県需給想定調査の2015年想定需要量（最大給水量）は $61.66\text{ 万 m}^3/\text{日}$ です。

この需給比較から分かるように、徳山ダム等の安定供給水源を除いた近年2/20安定供給可能量は、2013年需要実績の1.25倍もあり、また高裁判決が安全性を考慮して余裕を持った供給にするために許容されるという愛知県需給想定調査の想定需要量とほぼ等しいのです。愛知用水地域は、徳山ダムの水（本件導水路）がなくても、安全性を考慮した余裕を持った供給状態となっているのです。

寄稿

愛知万博 10 周年、命と雇用守る県政を！

愛知県議会議員(瑞穂区) 高木 ひろし



(はじめに)

この9月議会(9/17~10/14)で私の質問したテーマは3つ。① 廃てんぷら油から軽油に代わる燃料を作り出すなどのバイオマス利用の促進。② 静かな時限爆弾といわれるアスベストの大气中への飛散防止問題。③ 県に390億円ものムダな支出を強いる「木曾川水系連絡導水路」をめぐる裁判。いずれも90年代からの環境問題に関わる愛知県の重大課題です。

今回は、「振興環境委員会(10/5)」における主な質疑のやりとりを報告します。

(主な質疑)

【高木委員】

9月17日に、名古屋高等裁判所で、木曾川水系連絡導水路事業への愛知県の支出の差止めを求める住民訴訟の控訴審の判決があった。

多目的ダムは、治水、利水のほか、発電や環境面での配慮として正常な流量の維持といった目的をもつが、木曾川水系連絡導水路は、徳山ダムにおいて確保される水を愛知県内に導水するための設備である。この裁判では、新規利水の必要性あるいは流水の正常な機能の維持という目的に適うものかどうかと言う点について争われたものと考えているが、県は被告としてどのような主張をしてきたか。

【土地水資源課】

木曾川水系フルプランに基づく木曾川水系連絡導水路事業については、水道用水の安定供給や、木曾川の河川環境の改善のために必要であると主張し、その主張が裁判で認められたと認識している。

【高木委員】

当時の需要量の予測では、2000年時点での実績としての毎秒6.79立方メートルから2015年には8.25立方メートルへと2割近い増加があると想定していた。その増加量を充足するために徳山ダムから毎秒2.3トンの利水を導入する必要が主張された。

2015年現在の水需要の実績は、2000年実績に対して2割の増加なのか、あるいは横ばい、減少なのか。

【土地水資源課】

近年5ヶ年では水道用水の実績は、ほぼ横ばい傾向にあると考えている。

なお、愛知用水に限定ではないが、現行フルプランでは、水道用水の需要については、過去の実績や将来人口、各家庭での節水型トイレや洗濯機の普及などを踏まえ毎秒17.13トンと算定している。これに対し、近年5ヶ年の平均であるが、水道用水の実績は毎秒13.11トンとなっている。

【高木委員】

2割増えるとされた水需要は全然増えていない。これから愛知県の水需要が増えるということも考えにくい。人口が横ばい、減少となり、また、節水技術が格段に進歩している中で、水需要は増加どころか減少する局面へと明らかに転換していると思う。

厚労省は2013年に、自治体の水道事業に関して新水道ビジョンを発表しているが、このビジョンをどのように理解しているか。

【土地水資源課】

新水道ビジョンについては、水道事業者である企業庁の所管である。土地水資源課としては、そうした人口想定もあるが、5月が観測史上最小の降雨となり7月に大雨となるなど、近年降

雨に非常にばらつきが出ている中で、長期的に安定した水道用水の供給を図り、県民の生活に支障を与えないように水需要を想定している。また、水資源施設の整備は相当の期間がかかるため、将来の経済社会の発展と水需要の急増にも対応できるように見通しを立てている。

【高木ひろし委員】

新水道ビジョンは、これから人口減少と節水によって水需要が減少する時代を迎えるという認識を示している。過大な水源開発に警鐘を鳴らし、財政の健全化のために事業の縮小も視野に入れ、実際の水道事業について運営の再構築を求めるという中味である。

さきの民主党政権下においてダムを中心に国の水資源施設すべての検証作業が進められ、この木曾川水系連絡導水路も検証対象となっているが、新水道ビジョンに示されたような認識で検証を進めるべきと考える。

国による木曾川水系連絡導水路の検証作業は、現在どのような段階であるか。

【土地水資源課】

検証作業は、水資源機構を事業主体として平成 20 年度から開始されているが、その後国土交通大臣から、できるだけダムに頼らない治水への政策転換という方針が打ち出された。

木曾川水系連絡導水路事業については、平成 22 年 9 月から検証作業に入り、国土交通省中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社が検証主体となって、愛知、岐阜、三重の 3 県と名古屋市を始め関係市町を構成員とする木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場が設置され、平成 23 年 6 月には、第 1 回の検討の場が開催された。この検討の場においては、連絡導水路とそれに代替する対策案を立案した上で、環境やコスト、実現性などの面から、総合的な検証が行われることとなり、対策案として、利水については 10 案、治水については 9 案の合計 19 案が示され、それらの案に対するパブリックコメントが実施された。

【高木ひろし委員】

この検証作業は第 1 回が開かれた後、停滞しているようである。この導水路事業においては、愛知県と名古屋市が最大の利水者、受益者であり、5 年前の選挙の際には、本県の大村知事、名古屋市の河村市長ともに、この導水路事業について再検討と見直しということを表明して当選したはずであった。

ダムや水資源開発は長い年月がかかる計画であり、途中での方針転換や見直しは容易ではない。しかし熊本県では、川辺川ダムという九州で最大規模のダムをかつて計画していたが、蒲島現知事が就任したのち県民の広範な議論を経て、国に対して川辺川ダム事業の中止を求める意見集約をし、正式にこのダム事業は中止になった。当初ダムの目的とされていた利水や治水上の課題がダムの中止後どうなっているか熊本県に尋ねたところ、ダム以外の方法、例えば堤防の強化や遊水池の確保といった代替手段によって解決されているという。

愛知県が 318 億円を支出して進めようとしているこの事業に対して、県内から早期着工を求めるような意見があるのか。

【土地水資源課】

昨年度も、尾張地域の市町の首長の方々から、この事業について、木曾川の流水の正常な機能の維持や改善、利水の安定供給上必要だとの要望があった。

【高木ひろし委員】

自治体からの事業要望が、本当に住民利害に基づくものであるのか非常に疑問に思う。国が進めようとしている事業であるので、これに対して協力する姿勢を国が自治体に求めるのは普通のことである。県としては、巨額な費用の負担であり、まだ全く着工もされていない事業であるから、本当に県民の利益になる事業かどうか立ち止まって見きわめてほしい。県としては知事公約どおり抜本的にこれを見直すという姿勢で臨んでほしいと要望する。

(私の決意)

長良川河口堰の開門調査について検討会議を設置した大村知事のもとでありながら、現在の愛知県政は、私が提起したこれらの課題に十分な対応をしているとは言い難い。「コンクリートから人へ」「命を守る政治」を掲げた民主党の使命として、これからも「導水路」裁判など、3 つの宿題に対して取り組みを続けていきたい。

9 / 17・高裁「不当判決」を許さず、上告へ連帯メッセージ

① 裁判所は市民的常識をわきまえよ

設楽ダムの建設中止を求める会 代表 市野和夫



判決を受けて一番に感じたことは、裁判所の姿勢が本当に悪いことです。私たちが取り組んだ設楽ダムの件では“流水の正常な機能の維持のためのダム”、今回の木曾川水系連絡導水路の件では、使用目的のないダムの水を遠くまで運ぶという、市民常識からすればとても公共の利益となるような事業ではありません。環境を破壊し、次世代に重い負担を残すこととなります。

不要な大型投資をすること自体を目的とした“公共”事業が、産業界・政治家・官僚などの談合によって続けられている事態に対して、一般常識を欠いた判断しかできない司法とは一体何でしょうか？ 主権在民の日本国憲法の下、存在意義が問われていると思います。

② 徳山ダムの無駄遣いー岐阜県は重い負担にあえいでいるー

徳山ダムの建設中止を求める会 事務局長 近藤ゆり子



住民訴訟（公金支出差止訴訟）の意義とは、地方自治体が無駄で無益（有害）な税金の使い方をしないように、住民が、そして裁判所がそれをチェックする、ということである。1999年に岐阜県を相手取った徳山ダム裁判・住民訴訟は、2007年に上告不受理となって終結した。

結局のところ、裁判所は「長期的・先行的に水資源開発をすることは行政の判断次第」として行政にお墨付きを与えた。現在一滴の水も使っておらず、将来にわたって使う当てもない徳山ダムの水源費に約700億円を投じ、地方財政法に違反して一般会計から支払い続けているのは、まともなお金の使い方だろうか？

千歩も譲って揖斐川最上流部の徳山ダムが揖斐川の洪水防御に役立つと仮定したとしても、徳山ダム治水分の直轄負担金約500億円は過剰投資ではないのか？ 岐阜県は財政難に今もあえいでいる。判決を書いた裁判官には、こうした現状を見て反省して欲しいものだ。

③ 長良川に徳山ダムの水は要らない

長良川市民学習会 事務局長 武藤 仁



「長良川に徳山ダムの水は要らない」と私たちが声をあげた当時、岐阜市民のほとんどがこの計画を知りませんでした。私たちが「こういう計画がある」と説明しても市民からは「嘘だろう」の答えが返ってきました。鵜飼い場のすぐ上流にダムの水を放流することなど信じられないほど馬鹿げているからです。

私たちは長良川の忠節にある国土交通省木曾川上流河川事務所に何度も説明を求め交渉を繰り返しました。市民に対する説明会も開催させましたが、帰ってくる回答に市民の不安は高まるばかりでした。「長良川環境悪化」の世論の広がりを恐れた国は、「鵜飼い場を外して伊自良川を通して放流する」、「平常時は放流しない」など糊塗する修正案を出してきました。いったいこれは何だ！ どうでもいいから「建設」さえできればよいというのか。

この後、河村市長の「撤退」表明、民主党政権下の「凍結」を経て今日に至るが、この事業は全く道理の無い事業です。



◆ 設楽ダム建設事業計画（概要は枠内）は全く不要な事業

- ・ 特定多目的ダム：1973年に計画され、2001年11月に豊川水系河川整備計画に位置付け。
- ・ 総貯留容量：9800万 m^3 （利水容量：1300万 m^3 、治水容量：1900万 m^3 、流水の正常な機能の維持容量：6000万 m^3 ）。
- ・ 豊川（寒狭川）の最上流部（70km地点）、流域（集水域）面積：62.2 km^2

当初計画は東三河（豊川用水）の水源確保が主要な目的でしたが、2002年3月に豊川総合用水事業が完成して、水供給態勢は整ったため、貯水容量の大半を「流水の正常な機能の維持」目的に変更されています。

豊川の流域面積724 km^2 に対して最上流のわずかな面積をカバーするため、洪水調節機能は極めて限られ、治水上もほとんど意味はありません。

目的を失って、「流水の正常な機能の維持」を主役に登場させた呆れたダム計画です。

◆ 環境への影響は？

1997年に導入された法律に基づく環境影響評価制度の適用第一号の直轄ダムとして環境影響調査・評価が注目されましたが、事業実施を前提とし、豊川が注ぐ閉鎖性内湾である三河湾を評価の対象から外し、また住民意見は単に聞き置かれただけでした。ダムができることによって、水質、流量、土砂供給などが大きく変わり、愛知県一の清流寒狭川に致命的な環境影響を及ぼすだけでなく、豊川上流から下流、さらに三河湾まで大きな影響が及ぶのは確実です。

◆ ダム立地のもっとも基礎となる地質地盤の調査が杜撰

ダム計画の最初に行う地質地盤調査が杜撰で、事業実施に支障となる事実・課題は詳細調査をしないまま、隠ぺいされていると推定されます。以下の3点が主な問題です。

- ① 右岸側の松戸地区の二重山稜地形…断層破碎帯や地すべりなどの恐れ
- ② 上流左岸側の田口地区他の第3紀層…砂岩、礫岩等の透水層による水漏れ
- ③ 活断層…中央構造線（日本列島西半分を縦断する大断層）から分枝する断層系

◆ ダム事業の現状と、この一年の活動報告

いわゆる生活再建段階の水没地区の移転補償を終え、一部付替え道路の準備工事、工事用道路の拡幅工事などが始まっています。現在もダムサイト予定地に新たな横坑を掘って地盤調査が継続されています。来年度概算要求には転流工の工事関係の予算が計上されたようです。

事業者（中部地方整備局）に対して地質地盤問題についての質問状（その2）を昨年10月に



提出し、回答がないまま、本年2月に追加の質問を督促と併せて行いました。これに対して、内容のない回答が、4月末に事業者のウェブサイトに掲載されました。今後、この問題を詰めて行く予定です。

情報開示された資料（事業者が実施した地質調査の報告書）の分析と予定地周辺の現地踏査の二本立ての独自調査を継続して、事業者の調査がダム建設の前提条件を欠いていることを明らかにしつつあります。7月30日に愛知県知事に本体建設には同意しないように

要請を行いました（愛知県内公害環境団体のいっせい行動の一環として）。

なお、立木トラスト（立木オーナー3000名超）の名札更新など維持作業を続けています。

よみがえれ長良川 伊勢湾流域圏の再生を！

長良川市民学習会事務局長 武藤 仁

今年2015年は長良川河口堰運用20年の年です。私たちは開門調査実現につながる年にしようと運動を進めています。

当会代表粕谷志郎とNPO藤前干潟理事長亀井浩次さんの「よみがえれ長良川～河口堰20年・開門調査実現！」の呼びかけで4月9日「よみがえれ長良川実行委員会」が発足しました。実行委員会は長良川流域の市民団体をはじめ伊勢湾や川・環境問題で活躍する21の市民団体の参加で取り組みを進めています。「導水路はいらない！愛知の会」の皆様もその中心的役割をになっただいています。

実行委員会は堰が開鎖された1995年7月6日に因み7月4日、5日に大きなイベントを開催し河口堰開門の世論を盛り上げようと活動をスタートさせました。

まず6月10日、岐阜県に「開門調査実現」や導水路中止の要請行動を行うとともに、その日県政記者クラブにおいて実行委員会のイベント計画などを発表しました。

◎ 7/4 長良川環境観察会・アピール行動

7月4日(土)は、河口堰周辺において長良川環境観察会と「開門調査実現！」アピール行動を行いました。

小雨の中6艇の船を出し60名の参加で、河口堰の生態系破壊の実態を確認し、アピールしました。

その夕方は、全国から参加された方を歓迎し川原町散策と40名で遊覧船を貸し切り「鵜飼」を楽しみました。



◎ 7/4 トーク&シンポ「よみがえれ長良川」

7月5日(日)は、長良川国際会議場において「よみがえれ長良川」トーク&シンポジウムを開催しました。300名の市民が参加しました。

午前は実行委員会からのあいさつ・報告に続き、長良川漁師の大橋亮一さんと鵜舟の若い船頭の平工顕太郎さんのトークがありました。

長良川で生き抜き世代をつなぐトークに参加者は魅了されました。昼休みの「長良川ミニライブ」のあと午後は「河口堰の開門調査実現を！」シンポジウムを行いました。



パネラーに日本で初めて本格的なダム撤去を進める熊本県・球磨川のつる詳子さんと霞ヶ浦導水路建設反対の裁判でたたかう茨城県・那珂川の浜田篤信さんをお招きし、地元長良川からは岐阜大学の向井貴彦さんの登壇で「河口堰開門調査実現」に向けた熱心な議論がされ、長良川河口堰の開門の大きな意義を様々な視点で学ぶことができました。

また、会場には10メートルを超える長良川河口堰年表や歴史的にも学術的にも興味深い資料が数多く展示され参加者の注目を引きました。イベントの最後に開門調査実現を求める「よみがえれ長良川」集会宣言を参加者一同で採択しました。

◎ 7/6 国交省へ開門調査実現を要請

実行委員会は、長良川の「命日」7月6日(月)に国交省中部地方整備局へ「河口堰開門調査実現」の要請行動を行うとともに、前日採択した「よみがえれ長良川」集会宣言を手渡しました。交渉の中で中部地整は、河口堰の検証をすすめる愛知県が提案する「合同会議」の提案について、「愛知県が論点をまとめてから対応したい」として、積極的な姿勢を見せませんでした。

なお、同日あった定例記者会見で大村愛知県知事は「河口堰の検証は粘り強く進めていきたい」と表明しました。

◎ 「よみがえれ長良川」ステッカーキャンペーンを開始

開門調査実現の世論を広げるために実行委員会は9月、「よみがえれ長良川」ステッカーを作成し広げるキャンペーンを開始しました。

長良川中流の関市で30年間毎日観察し描かれた後藤宮子さんの回遊魚の絵を使ったステッカーです。2種類1組を美しいリーフで挟み200円で販売しています。注文は「よみがえれ長良川」のホームページ <http://nagaragawa.jimdo.com/>からできます。魚・川を愛する人へのプレゼントに最適です。開門調査を実現するためにぜひ普及してください。



◎ 2016/1/31 伊勢湾流域圏の再生シンポジウム@三重

「よみがえれ長良川」実行委員会は、愛知・岐阜・三重各県で「開門議論」が起こるよう協議を進めています。とりわけ河口堰問題の議論が顕在化していない三重県での取り組みを模索しています。

当面、まずは海の視野から流域を考える「伊勢湾流域圏シンポジウム@三重」を伊勢三河湾流域ネットワークと共催で来年1月31日(日)午後、四日市市「じばさん三重」ホールにて開催する計画です。海の博物館館長の石原義剛さんの講演も予定しています。ご期待ください。

14 総会・控訴審「結審」報告集会

& 住民訴訟「提訴」6周年記念講演が開催！

昨年7月の地裁判決は、法衣を着た役人が画に描いたみたいな行政迎合かつ事実誤認ばかりで文字通りの「不当判決」でした。

890億円も使ってムダな「導水路」事業はきっぱり中止！をと同年8月、名高裁へ控訴の「導水路」裁判（本年6月2日結審）について、「導水路はいらない！愛知の会」は8月22日（日）、名古屋市中区の桜華会館3F会議室で2014総会・控訴審「結審」報告集会&住民訴訟提訴5周年記念講演会を開きました。



総会では冒頭、小林共同代表より“地裁判決は原告ら住民側が明らかにした事実を目をそむけた被告の主張をなぞったもの、9月17日（木）に予定の高裁判決言渡しは必ず勝利を”と「会」を代表して報告挨拶しました。



次いで、控訴人を代表して宮崎氏（半田市在住）より“長い道のりだったが、石にかじりついてもムダな導水路は中止を”との決意表明を受けました。その後、岐阜の仲間を代表して武藤 仁「長良川市民学習会」事務局長と近藤 ゆり子「徳山ダムの建設中止を求める会」事務局長のお二人より連帯挨拶をいただきました。

控訴審では、（原告）側は証拠資料にもとづき“導水路は不要、支出は違法”と「地裁判決の著しく明白な誤り」を指摘。「違法判断の枠組」について、丹後土地開発公社事件最高裁判決に基づいて主張を展開しましたが、（被告）の愛知県側は議論を避け「新規利水」問題は沈黙、「フルプラン」等の歴史的経過を述べるばかりでした。



そのため、総会「恒例」の在間弁護団長によるミニ講演は今年について、演題：＜「徳山ダム導水路事業からの撤退」—必要性、意味と負担金支払い義務の帰趨＞でした。

● ミニ講演の概要

- ① 愛知用水地域の水需要は、2015年になっても供給過剰で徳山ダム供給水は不要である。
- ② 「撤退」とは、水資源開発施設を利用して水道等の用に供しようとしなくなること。
- ③ 事業からの撤退通知（申出）があると、事業実施計画の費用負担を変更する。
- ④ 撤退通知者は利水者でなくなり、利水者が負担すべき水道等負担義務がなくなる。
- ⑤ 事業からの撤退があったとき、具体的な水道等負担金の負担義務ないし支払い義務はない。
- ⑥ 事業からの撤退通知があると、従前事業の工事は撤退部分を含んでいるため出来ない。

また、縮小事業の工事をするには事業実施計画の変更が必要。

- ⑦ 撤退した後の費用負担（水機構法施行令30条）

（撤退ペナルティのような不明瞭なものを排除するのが撤退ルール）

* 撤退者の費用負担（撤退負担金）

不要支出額＝縮小前に実施されたもののうち、縮小後施設の建設に予不要な部分

※支払った水道等負担金は返還される。

記念講演は、渡辺泰氏（名古屋水道労働組合・元委員長）が熱弁！



演題は、「水を使いたいなら、言い出しっぺが率先しよう」
—名古屋の工業用水と徳山ダム導水路—

● 講演の概要

① 私がこだわる原点

知多半島の水道水の水源（河口堰）を元の木曾川に戻したい！

※愛知県は「河口堰」住民訴訟に勝訴するも、2004年水道用水（尾張・愛知）に転用！

② 名古屋市工業用水道の水源に徳山ダムの水が……

2007年、「導水路計画」発表。名古屋市は、更なる安定供給、水質の向上をめざし参画。

※長良川に放流する4.7m³/秒のうち、常時放流0.7m³/秒は名古屋の工業用水のため

③ 名古屋市工業用水道事業の沿革と現状

1961年給水開始、第1期事業（児玉浄水場）。1974年、最大配水量記録（10万2千m³/日）

※2008年、水道事業から貸付（総額81億円）を受け、徳山ダム建設事業費を一括償還。

④ 名古屋水道労働組合（略称「名水労」）に提言運動

2008年、全事業を水道事業に全面委託。長年にわたる水需要の伸び悩みと給水収益減傾向、老朽化施設の更新、徳山ダム建設費の巨額の償還など、大きな局面を迎えている。

※名水労は現在、水道事業による負担は適正か＝経営・水源・執行体制などについて、職場の組合員の皆さんと「提言」（意見書・要求書）運動を進めている。

※在間弁護団長「ミニ講演」と渡辺 泰 元委員長「講演」は、当会HPにアップしております。
 なお、メール環境にない方はご遠慮なく事務局（会報P1右上覧に掲載）へご連絡下さい。

2014年度会計報告（2014/03/01～2015/02/28）
 （単位；円）

入 金		出 金	
摘 要	金 額	摘 要	金 額
前年度より繰越金	279,228	弁護団謝金 2014年度分	300,000
会費（原告・会員）	497,000	控訴状・貼用印紙代	31,500
5周年記念総会	29,000	印刷費（会報・各種資料）	24,520
個人カンパ	99,000	ヤマト宅急便（会報など）	118,054
講演料（保険医協会）	10,000	郵送料（控訴人依頼など）	8,600
		ミニ通信（盛夏・年賀）	26,156
		ゆうちょ銀行振込手数料	9,370
		2014年・5周年記念総会	28,900
		地裁「不当判決」会場費	16,100
		事務用品・消耗品費	18,446
		渉外費・その他	63,180
合 計	914,228	合 計	644,826
差し引き残高	269,402	（次年度へ繰越し）	269,402
内訳：通帳残高	(100,000)		
現金残高	(169,402)		

民主主義ってなんだ？…ここから始める反転攻勢

秘密保全法に反対する会・会員（「徳山ダムの建設中止を求める会」事務局長） 近藤ゆり子

☆ 全国津々浦々で、“いのちと9条を守れ！”

「アベ政治を許さない」 作家の澤地久枝さんが発案し、俳人・金子兜太さんが揮毫したこのプラカードは、7月18日、全国津々浦々で掲げられた。



「戦後」歴代内閣は、曲がりなりにも憲法の条文を尊重するフリをしてきた、民意を尊重するフリをしてきた。安倍内閣は、そんなフリさえもかなぐり捨てて、暴走している。

憲法学者の大多数、歴代の内閣法制局長官、元最高裁長官を含む裁判官経験者の多くが憲法違反と断じる「安全保障関連法案」を、論理も何もないただの力づくで押し通す安倍内閣の醜悪な姿。およそ自然も歴史も人の暮らしの営みも一顧だにしない剥き出し「権力」の暴走を目の当たりにして、この夏、人々は、それぞれの場所で動き出した。

この通信の読者の方も、どこかしらのアクションに参加されたことと思う。

☆ 安倍内閣の暴走を止めよう共同行動

アクションは筆者が生活する岐阜をはじめ、全国規模で取り組まれた。ここ愛知では「安倍内閣の暴走を止めよう共同行動」が呼びかけられ、幅広い結集の下に、連続的に大きな行動が行われた。



※列举してみる（学習会については省略）。

- ・4/28 集会&デモ（若宮広場）：700名参加。
- ・4/28～5/2 連続街頭宣伝
- ・5/3 デモ（鶴舞公園）：1000名参加。
- ・7/1 集会&デモ（光の広場）：1300名参加。
- ・7/29 集会&デモ（光の広場）：2000名参加。
- ・8/26 集会&デモ（ミニスポーツ広場）：1800名参加。

- ・9/10 集会&デモ（ミニスポーツ広場）：1200名参加。
- ・9/14～17 連続街頭宣伝
- ・9/18 街宣&デモ（栄広場） 3000名参加。
- ・9/19～23 連続街頭宣伝

※18日夜の栄でのデモは、SEALDs_TOKAIの若者も加わって、栄を”オキュパイ”する盛り上がりとなった。



☆ 愛知県弁護士会

愛知県弁護士会も2つの大きな首魁&パレードを主催した。6月14日には4000人、9月5日には6000人の弁護士、市民が参加した。特に9月5日には、「若者・サウンドデモ」隊列に多く若者、市民が加わり、リズムカルでテンポのよいコールと若者の名前を名乗っての発言で、道行く人たちが注目を集めた。

☆ 8.30(日)の総がかり全国行動

参議院での審議（というには余りにお粗末な首相・防相の答弁の繰り返し）が押し詰まった8月30日（日）、総がかり実行委から国会周辺10万人、全国100万人の一斉行動の呼びかけがあった。名古屋中心部はイベント行事「ど祭り」でデモ等はできなかったものの、ここ東海地方各地でも、把握できているだけで50箇所以上、創意工夫をこらしたさまざまなアクションが展開された。

それぞれの世代が、それぞれの居場所を足場に、それぞれの仕方で声を上げた。そこに今回の「憲法違反の戦争法案、反対！」の動きの大きな意義がある。



☆ 声を上げ続ける

政府・与党が戦争法案を暴力的に成立させてしまった後も、上がった声は引っ込んではいない。何かの呼びかけがあれば訴えのボードを持って駆けつけ、自分の言葉で道行く人に訴えることを躊躇わない市民が確実に増えた。そうした市民がシルバーウィークに各所で街頭宣伝活動を行った。

9月13日（日）に正式発足した学生グループ SEALDs_TOKAIは、9月27日（日）に名古屋駅西口噴水前広場で、「戦争法廃止のための緊急街宣アピール」を行い、1500名の市民が結集した。



メッセージを書いた紙などを手に、安保法に抗議する人たち=22日、名古屋・栄で

大型連休 市民の声はやまず

■生活を守るために
国会前をはじめ、市民の抗議活動は二十日も全国で、名古屋・栄では五人ほどが声を上げた。成立したことで「何かしたい」と思ったという名古屋千種区の会社員竹田真奈さん（26）は「平和問題は生活問題。自分たちの生活を上げるために、どうか一緒に声を上げてほしい」と訴えた。フェイスブックでは「人の主婦」が開説したとされる「#賛成議員を退選させよう」というページが話題になっていて、安保法の採決で賛成し、来夏に改選を迎える参議院議員の名前と顔写真、経歴などを掲載している。支持する声や、「足の引く張り合いに賛同する気はない」との批判など多数のコメントが入り乱れている。

議会制民主主義だけが民主主義ではない。まして権力者が熟議抜きの多数決を民主主義だと異強弁するのを許してはならない。

理不尽なことには「おかしい」と声を上げるのは当たり前ではないか！この夏、多くの人がそのことに気づき、自ら行動した。

権力は放置すれば暴走する…それが普遍的な真理であることを歴史が証明している。だから憲法で権力を縛らねばならない。だから国民の不断の監視の下に権力を置かねばならない。

私たちの住民訴訟もまた、権力の暴走を食い止める重要な手段である。裁判所が行政追従に走ったとしても、私たちは司法を諦めない。立憲主義を諦めない。同時に、闘いは裁判所の中だけ、議会の中だけにあるわけではないことを、私たちはまた改めて確認した。新たな闘いへ、反転攻勢を始めよう！

◆◆会員の皆さまへ “イベントなど” 参加のお願い◆◆

—電話・メール・SNSが監視され、つぶやきが犯罪に!?!—

① 11/7 (日) 共謀罪反対シンポ「またも共謀罪が!!」チラシ参照

＜問い合わせ先：「愛知県弁護士会 人権・法制係」事務局 (052-203-4410)＞

共謀罪とは？犯罪をすることを合意しただけで犯罪として処罰する法律です。しかし、何をすれば、犯罪を行う事を合意した「共謀」といえるのかがはっきりしません。共謀罪が新設される社会は戦前を思い起こされます。皆さん大いに、声をあげましょう！



- *とき 11月07日(土)13時30分～14時00分
- *ところ ウイルあいち3階大会議室
- *基調講演 「この国の向かう先」・・・江川 紹子氏
- *参加費 無料・事前予約不要 (先着350名)
- *主催 愛知県弁護士会

—自然と環境の破壊「リニア新幹線」に反対する住民の方々との交流！—

① 11/29 (日) 岐阜県駅予定地を訪ねて (申込みチラシ参照)

＜問い合わせ先：阿寺溪谷を愛する下流市民の会 (加藤宅 Tel・Fax 052-811-8069)＞

9兆円超ものリニア新幹線事業をJR東海が進めています。沿線各地では、電磁波、騒音、振動、水枯れ、膨大な発生残土などによる住民生活への影響に加え、自然・生活環境への悪影響が懸念され、沿線ぐるみで反対を意思表示する市民・住民運動が広がっています。



- *集合 11月29日 8:00 (8:15 出発) 金山ダイエー前
※マイクロバス・募集人員25名、18:00 帰着予定
- *内容 リニア駅予定地視察と、反対するの方々との交流
- *主催 阿寺溪谷を愛する下流市民の会 (中川武夫代表)
- *参加費 5千円 (資料、昼食、交通費、ガイドなど)

—三重県川上ダム現地で全国集会「美しい水を生かそう！伊賀の将来設計—

① 10/31 (土)～11/1 (日) 全国集会 (& 「水源連」総会)

＜問い合わせ先：「全国集会」実行委員会 (Tel・Fax 045-877-4970)＞

治水 (洪水被害を防ぐ) と利水 (水を利用する) に関して日本を代表する先生方も来て下さり、未来のための対話を行います。シンボルのオオサンショウオもお待ちしています。

◆行事名/とき ① 全国集会/10/31(土) 13時30分～17時00分
(於：三重県伊賀市青山福祉センター)

- ※講師 *嘉田 由紀子 (前滋賀県知事)
- *今本 博健 (京都大学名誉教授)
- *嶋津 暉之 (水源連共同代表)



オオサンショウオ

- ② 現地見学会/11/01 (日) 8時30分～11時
- ③ 水源連総会/11/01 (日) 11時～15時
(於：三重県伊賀市青山福祉センター)

